

「ポリオウイルスの取扱いに関する指針」(案) 及び 「ポリオウイルスに対する緊急時対応計画」(案) の策定に向けて (報告)

ポリオ（急性灰白髄炎）について

基本情報

感染症法に基づく類型：二類感染症

- 病原体**
- ・ エンテロウイルスの一種であるポリオウイルス（四種病原体等）。抗原性の異なる1型、2型、3型の3種類が存在する。
 - ・ 現在世界で伝播するポリオウイルスには、野生株ポリオウイルス（Wild-type poliovirus ; WPV）と生ワクチン由来で病原性が回復したワクチン由来ポリオウイルス（Vaccine-derived poliovirus ; VDPV）が存在し、このうち、2型、3型のWPVについては、根絶が宣言されている。
- 感染経路**
- ・ 主に経口感染
 - ・ まれに、経口生ポリオワクチン（Oral poliovirus vaccine ; OPV）接種によるポリオワクチン関連性麻痺（Vaccine-associated paralytic poliomyelitis ; VAPP）が起こる。
- 症状**
- ・ 潜伏期間は4～35日。
 - ・ 感染者の90-95%は無症状であり、約5%（4-8%）で発熱、頭痛、咽頭痛、悪心、嘔吐等の症状が起こる。
 - ・ 感染者の1-2%では上記の症状に引き続き無菌性髄膜炎を起こす（非麻痺型）。また、感染者の0.1-2%では、四肢の非対称性の弛緩性麻痺を特徴とする定型的な麻痺型ポリオを発症する。

予防・治療

- 予防**
- ・ 予防接種による発症予防が有効。
 - ・ 日本では、1964年から国産生ポリオワクチンの2回投与による定期予防接種を開始。2012年からは、不活化ポリオワクチン（IPV）の定期予防接種に変更し、現在まで継続。
- 治療**
- ・ 特異的な治療法は存在せず、対症療法のみ。



ポリオによって右足が変形した子ども
出典：CDC Public Health Image Library

発生状況

- ・ 1950年代までは世界の各地で流行が見られていたが、ワクチンの開発により多くの国で患者数が激減した。
- ・ 日本においては、1940年代頃から全国各地で流行がみられ、1960年には5,000名以上の患者が発生する大流行となった。その後、ワクチンの導入によって、流行は急速に終息した。
- ・ 日本においては、1980年の症例を最後にWPVによるポリオ症例は見られていない。また、OPVによるVAPP発症例も2014年以降は報告されていない。
- ・ 2000年には、日本を含むWHO西太平洋地域全域でのWPVの排除が宣言された。

世界のポリオ根絶及び流行状況

ポリオ根絶に向けた状況

- 2型WPVは1999年のインドの症例を最後に終息、3型WPVも、2012年のナイジェリアの症例を最後に終息し、世界ポリオ根絶認定委員会は、2015年9月に2型WPV根絶を宣言し、2019年10月に3型WPV根絶を宣言。
- 1型WPVの流行国は、アフガニスタン、パキスタンの2か国。
- WHOは、2016年に3価経口弱毒生ポリオワクチン（tOPV）接種を世界的に停止し、現在はIPVの接種、OPV使用国では2価経口弱毒生ポリオワクチン（bOPV）+IPVが使用されている。また、2型VDPV流行国では、2型単価経口弱毒生ポリオワクチン（mOPV2）および遺伝的に安定した新規2型経口弱毒生ポリオワクチン（nOPV2）が使用されている（一部でtOPVを復活し使用している地域あり）。
- 2022年以降、イスラエル、米国、英国、カナダ等のポリオ排除国においてヒト-ヒト間で伝播したワクチン由来ポリオウイルス（cVDPV）の伝播が顕在化。
- WHOは、2014年にポリオの国際的な拡散について、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）として宣言、直近で2024年11月に第40回緊急委員会を開催し、PHEICを継続としている。

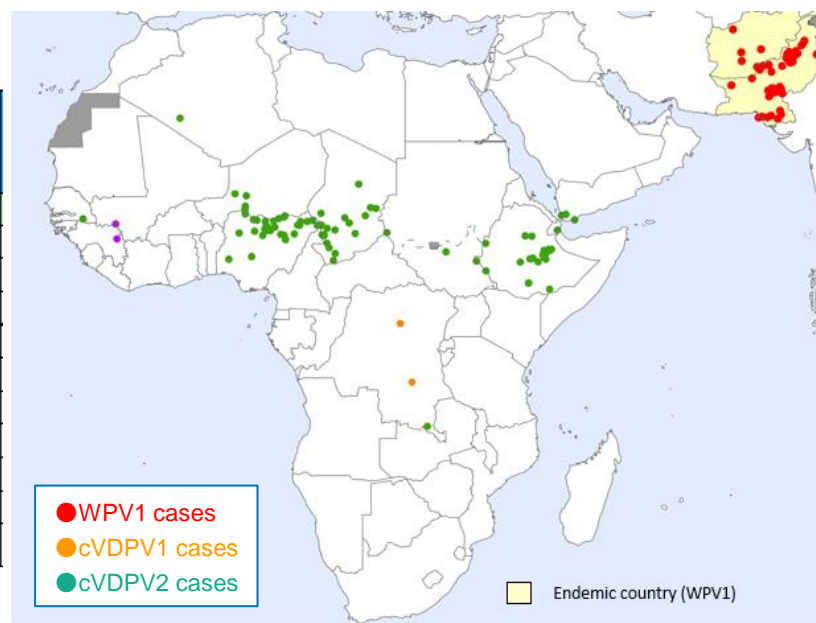
ポリオの流行状況

- Global Surveillance Indicators :
2024年1月1日～ 2025年3月11日における地域別発生状況

WHO Region	AFP cases		Wild poliovirus cases		cVDPV ¹ cases	
	2024	2025	2024	2025	2024	2025
African	3,969	4,558	0	0	8	9
Central	590	540	0	0	2	3
South/East	1,023	1,118	0	0	1	0
West	2,356	2,900	0	0	5	6
American	166	144	0	0	0	0
Eastern Mediterranean	4,601	5,260	0	7	0	1
European	198	164	0	0	0	0
South East Asian	4,691	5,539	0	0	0	0
Western Pacific	472	70	0	0	0	0
Global	14,097	15,735	0	7	8	10

¹cVDPV includes all three serotypes 1, 2 and 3. Please refer to slide 5 for the distribution of cases by serotype.

- 過去6か月^{※1}におけるWPV&VDPV^{※2}の発生状況



- ※1 2024年9月12日～2025年3月11日
- ※2 環境調査検出ウイルスは除く

ポリオ排除国におけるポリオウイルスの検出

○2022年以降、複数のポリオ排除国において、環境水サーベイランスからcVDPV2等が検出されている。

○ポリオウイルス封じ込め対策に不可欠なワクチン製造・診断・研究等を行うポリオウイルス基幹施設（Polio-essential facility ; PEF）における感染・流出事例や急性弛緩性麻痺（Acute flaccid paralysis ; AFP）サーベイランス等による発生事案が報告されている。

主な検出由来	国（地域・都市）	時期	検出されたウイルス	備考
AFP サーベイランス	イスラエル （エルサレム地 区）	2022年2月～ 2023年2月	cVDPV 2 cVDPV 3	ワクチン未接種の3歳児がAFPを発症（VDPV 3）したことを契機に、周辺地域で環境水サンプリングの頻度と場所を増やしたところ2022年4月～7月にVDPV2検出。 2023年2月発症AFP症例からVDPV 2 検出
AFM※ サーベイランス	アメリカ （ニューヨーク）	2022年4月～ 2023年2月	cVDPV 2	2022年7月、ワクチン未接種であった若年成人の麻痺発症例が報告。 2022年4月～2023年2月に採取した環境水検体からウイルス検出。
環境水サーベイランス	イギリス （ロンドン）	2022年2月～ 2022年11月	cVDPV 2	2022年2月から11月初旬にかけて環境水からウイルスが継続的に検出。AFP症例の報告はなし。
	カナダ （モントリオール）	2022年8月	cVDPV 2	NY州の事例を受けた環境水サーベイランスにて、8月に採取した検体からウイルス検出。AFP症例の報告はなし。
	イスラエル （パレスチナ自治 区 （ガザ））	2024年6月～	cVDPV 2	2024年6月に環境水サンプルよりVDPV 2 検出。 2024年8月、ワクチン未接種の10か月の乳児がAFPを発症。 2024年9月より国際連合がガザ全域で10歳未満の子ども約64万人を対象に予防接種を実施。
	スペイン （バルセロナ）	2024年9月	cVDPV 2	2024年9月に環境水サンプルよりVDPV 2 検出。AFP症例の報告はなし。（2024年10月18日現在）
	ドイツ （ハンブルグ等）	2024年10月	cVDPV 2	2024年10月に環境水サンプルよりVDPV 2 検出。AFP症例の報告はなし。
	ポーランド （ワルシャワ）	2024年10月	cVDPV 2	2024年10月に環境水サンプルよりVDPV 2 検出。AFP症例の報告はなし。
	フィンランド （タンペレ）	2024年11月	cVDPV 2	2024年11月に環境水サンプルよりVDPV 2 検出。AFP症例の報告はなし。
	イギリス （ロンドン等）	2024年11月	cVDPV 2	2024年11月に環境水サンプルよりVDPV 2 検出。AFP症例の報告はなし。
	オーストラリア （メルボルン）	2024年12月	VDPV 2	2024年12月に下水サンプルよりVDPV 2 検出。感染源についての可能性として、海外でOPV接種した人が来豪し、排出し続けていたと考えられている。AFP症例の報告はなし。
PEF	オランダ	2022年11月～ 2023年1月	WPV 3	PEFの1つであるワクチン製造施設の環境水サンプルからウイルス検出。WPV 3 を取り扱う機会のあった従業員を調べたところ、1名のWPV 3 感染を確認。
	フランス	2024年6月	WPV 3	2024年6月にワクチン製造施設において、ばく露事例が発生。
臨床	シンガポール	2025年1月	-	2024年12月にインドネシア在住の免疫不全状態にある生後5ヶ月児がOPV接種後AFPを発症。2025年1月、シンガポールに医療搬送され、VAPPと診断された。

※ AFM ; Acute flaccid myelitis (急性弛緩性脊髄炎)

参考：
・ポリオウイルスの取扱いに関する指針(案)より引用
・<https://www.moh.gov.sg/newsroom/imported-case-of-vaccine-associated-paralytic-polio-infection-in-singapore>

世界ポリオ根絶イニシアティブ (Global polio eradication initiative ; GPEI)

背景

- ワクチンの普及により世界的にポリオの流行国や患者数は激減し、1988年の世界保健総会において、WHOはポリオ根絶を目指す決議を採択した。
- これを受けて、WHOと民間団体等で設立された「世界ポリオ根絶イニシアティブ (Global polio eradication initiative ; GPEI)」が定期予防接種やハイリスク地域の一斉予防接種、ポリオの症状である急性弛緩性麻痺サーベイランス (病原体検査含む) に取り組んできた。これらの取り組みの成果により、野生株1988年に125カ国で野生株によるポリオ患者が発生していたが、2024年に1型WPVが報告されたのはアフガニスタン、パキスタンのみであった。
- ポリオ根絶に向けては、WHOにより「ポリオ根絶戦略2022-2026 (The Polio Eradication Strategy 2022-2026)」が推進されているが、様々な要因によりタイムラインが予定どおり進んでいないことから、ポリオ根絶戦略は、2022-2026から2022-2029へ後ろ倒しとなった。
- WHOはWPV1の根絶認証を2027年までに、また、cVDPV2の根絶認証を2029年までと、それぞれ延長した。



ポリオ根絶戦略のタイムライン



出典 : Polio eradication strategy 2022-2026 : delivering on a promise, extension to 2029

WHOポリオウイルス封じ込め世界行動計画（Global action plan ; GAP）について

GAPIVの概要

- WHOポリオウイルス封じ込め世界行動計画（Global action plan ; GAP）では、WPV、VDPV及びワクチン株の感染性ポリオウイルスを含む材料（Infectious materials ; IM）、並びにポリオウイルスを含む可能性がある検体等（Potentially infectious materials ; PIM）を保有する施設に対する安全な取扱い基準や、コミュニティの安全対策について示した基準書であり、「ポリオ根絶戦略2022-2026」との整合性を図り、2022年7月、GAP第4版（GAPIV）に改訂された。
- 野生株ポリオウイルスの型特異的根絶と封じ込めを行うとともに、経口弱毒生ポリオワクチン接種停止後は、施設に起因するポリオウイルスの再出現のリスクを最小化することが求められている。
- 各国は、ポリオウイルスの封じ込めのための国家機関（National authority for containment ; NAC）を指定するとともに、ポリオ根絶後もワクチン製造、診断・研究等のポリオ対策に不可欠なポリオウイルスを所持する施設をPEFとして指定する。
- PEFは、施設における安全対策としてGAPIVに定める14の要件（バイオリスク管理体制、教育訓練、健康管理、施設要件、**緊急対応時の計画の策定等**）や予防接種、環境に関する予防対策を遵守し、国による定期的な監査を受ける。国はWHOによる推奨を受けPEFの認証を行う。

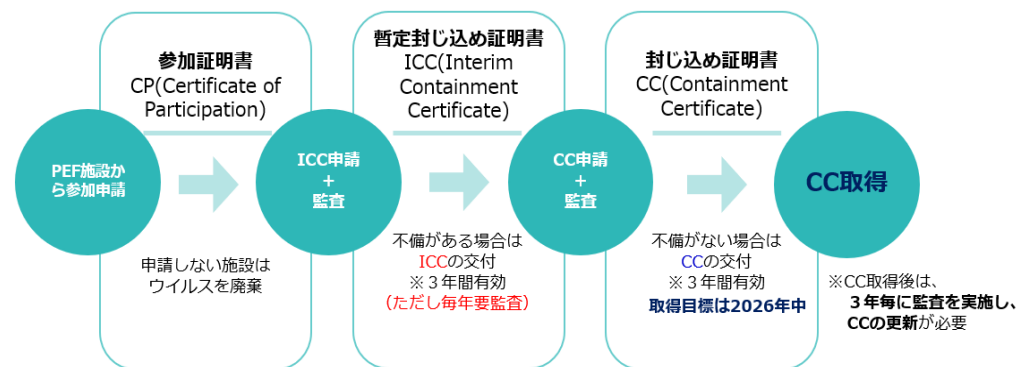
NACの設置及びその役割

- 厚生労働省は、GAPに基づき、2018年、厚生労働省にNACを設置した。
- NACは、不必要なIM及びPIMを廃棄するよう奨励するとともに、GAPIVで定められた要件がPEFにおいて効果的に実施、維持されているかを監査において確認すること、とされている。
- ポリオワクチンの供給とウイルス研究は感染症対策における重要な施策であり、PEFが封じ込め証明書（Containment certificate ; CC）を取得し、維持できるよう支援していく必要がある。

封じ込め認証スキーム

- PEFへの監査・認証に関する具体的な手続きは、GAPの関連資料である、封じ込め認証スキーム（GAP Containment certification scheme ; GAP-CCS）に規定されている。
- 監査における指摘事項を全て解消し、CC取得を目指している。
 - ※「ポリオ根絶戦略2022-2026」は2029年までに延長されたが、封じ込めにおけるタイムラインに変更はなく、2026年までの達成を目標としている。

● PEFの認証スキームの流れ



ポリオウイルスの取扱いに関する指針（案）及びポリオウイルスに対する緊急時対応計画（案）の策定

策定の経緯

- 世界のポリオ根絶及び発生状況を踏まえて、WHOはポリオに対するPHEICを継続している。また、ポリオ排除国においても、環境水サーベイランスによりポリオウイルスの検出が顕在化している。
- ポリオウイルスは、感染症法上、二類感染症及び四種病原体等に規定されており、同法に基づく対応が行われている。また、WHOのGAPIVでは、ポリオウイルスの取扱いの基準や安全対策について定められている。このため、我が国は、WHO加盟国として、感染症法と併せて、GAPIVに定められているポリオウイルスを対象としたバイオリスク管理についても国内での実施を推進している。
- 我が国では、これまでポリオ発生時に関する対応について検討されたことはあるが、現状を踏まえた具体的な対策及び発生時の対応に関して定められたものはない。そのため、GAPIVも踏まえて、ポリオウイルスの適切な取扱い、ポリオウイルスの検出事案やポリオの発生に対応できるよう、「ポリオウイルスの取扱いに関する指針」及び「ポリオウイルスに対する緊急時対応計画」を策定することとなった。
- 両文書については、有識者ヒアリングを実施の上作成し、日本ポリオ根絶会議で了承されたため、感染症部会にご確認いただき、その後、都道府県等の衛生主管部局やPEF等の関係機関に向けて周知することにより、GAPIVを踏まえた対応が国内で確保されるよう推進したい。
- 各PEFにおいては、両文書を踏まえた「PEFの緊急計画」の策定を進め、自治体においては、地域におけるポリオウイルスの封じ込めを推進することが期待される。

●「ポリオウイルスの取扱いに関する指針」及び「ポリオウイルスに対する緊急時対応計画」の策定における検討過程

ポリオ有識者ヒアリング

「取扱指針（案）」及び「緊急計画（案）」の内容について、有識者ヒアリング（3回）、PEF及びその所在自治体等、監査人等へ書面調査（2回）

日本ポリオ根絶会議 第3回（R6.12）

「取扱指針（案）」及び「緊急計画（案）」を確認

日本ポリオ根絶会議第4回 （R7.3）

厚生科学審議会
感染症部会

★文書の発出
運用開始予定

ポリオウイルスの取扱いに関する指針（案）及びポリオウイルスに対する緊急時対応計画（案）の策定

概要

- 「ポリオウイルスの取扱いに関する指針（案）」においては、PEF、国や自治体がGAPIVに沿った適切な対応をとれるよう、**平時における具体的な対応**について示す。
- 「ポリオウイルスに対する緊急時対応計画（案）」においては、国内で発生が想定される事案を例示し、PEF、国や自治体がGAPIVに沿った適切な対応をとれるよう、**緊急時における具体的な対応**について示す。

ポリオウイルスの取扱いに関する指針（案）

1. 基本的事項
2. 基本方針
3. 各関係者の役割
4. セーフガード（安全対策）
5. 病原体管理
6. ポリオウイルスに対する緊急時対応計画の策定
7. 事故及びインシデントの調査
8. 定期的なPEFの内部監査及び厚生労働省による監査
9. 本指針の見直し

ポリオウイルスに対する緊急時対応計画（案）

1. 基本的事項（想定される主な事案、各事案における役割と対応の流れ）
2. 報告基準
3. リスク評価
4. ばく露者・無症状病原体保有者・患者（確定例）の管理
5. 検査
6. 疫学調査及び接触者の管理
7. 洗浄・消毒等
8. 医療体制
9. サーベイランスの強化
10. 広報及び情報提供
11. 対応の事後評価

今後の進め方

- 日本ポリオ根絶会議構成員からのご意見も踏まえ、両文書において更に検討していくべき課題について、具体的な検討を行うための場を設けるなどして、専門的・技術的事項について継続して検討し、適時改訂等を行う。
- 検討すべき具体的な事項としては、想定される発生事案の程度に応じた段階的な対応、環境水サーベイランスの強化、医療体制、リスク評価等が挙げられる。
- 両文書の発出後は、PEFが所在する自治体等へ丁寧な説明を行うなど、GAPIVに沿った対応の確保に向けた取組みを継続していく。
- NACは、両文書に基づき、PEFにおける緊急計画の策定を推進するとともに、PEFのCC取得を支援していく。

✓ 日本ポリオ根絶会議における当議題：全構成員同意

参考

我が国において、GAP IVにおいて求められる要件を適切に履行するため、以下の方針としてはどうか。

今後の対応方針（案）

1. 短期的な対応

- ポリオウイラス所持施設が適切な対応をとれるよう、GAP IVに対する具体的な対応について方針を示す必要がある。このため、
 - ・ 我が国におけるポリオウイラスの取扱いに関する指針
 - ・ ポリオウイラスに対する緊急対応時の計画に関する2文書を策定する。
- ポリオウイラス1型及び3型については、将来的に2型と同様の取扱いとなる見込みであることから、1型及び3型についても段階的に2型と同様の取り扱いとする。
- ポリオウイラス所持施設に対し、すべての型のポリオウイラスについて、上記の文書に基づく対応の検討を要請する。

2. 長期的な対応

今後の世界的なポリオ根絶状況等を踏まえ、ポリオウイラス及び急性灰白髄炎の感染症法上の取扱いについて検討を進める。

「ポリオウイルスの取扱いに関する指針」 「ポリオウイルスに対する緊急時対応計画」

概要

- 「ポリオウイルスの取扱いに関する指針」（以下「取扱指針」という。）は、PEF（Poliovirus-essential facility）（※1）、国や自治体がGAPIV（Global action plan IV）（※2）に沿った適切な対応をとれるよう、**平時における具体的な対応**について示す。
 - 「ポリオウイルスに対する緊急時対応計画」（以下「緊急時対応計画」という。）については、国内で発生が想定される事案を例示し、PEF、国や自治体が、GAPIVに沿った適切な対応をとれるよう、**緊急時における具体的な対応**について示す。
- ※1 ワクチン製造・診断・研究等のポリオ対策に不可欠な施設（ポリオウイルス基幹施設）
 ※2 ポリオウイルス封じ込めのための世界的行動計画（GAPIV）

ポリオウイルスの取扱いに関する指針（案）

1. 基本的事項
2. 基本方針
3. 各関係者の役割
4. セーフガード（安全対策）
5. 病原体管理
6. ポリオウイルスに対する緊急時対応計画の策定
7. 事故及びインシデントの調査
8. 定期的なPEFの内部監査及び厚生労働省による監査
9. 本指針の見直し

ポリオウイルスに対する緊急時対応計画（案）

1. 基本的事項
（想定される主な事案、各事案における役割と対応の流れ）
2. 報告基準
3. リスク評価
4. ばく露者・無症状病原体保有者・患者（確定例）の管理
5. 検査
6. 疫学調査及び接触者の管理
7. 洗浄・消毒等
8. 医療体制
9. サーベイランスの強化
10. 広報及び情報提供
11. 対応の事後評価

1. 基本的事項

- ポリオ（急性灰白髄炎）及びポリオウイルスの**基本的内容**
- ポリオウイルスやポリオウイルスを含む**臨床検体の取扱い**
- 世界のポリオ根絶状況**及びその**対応と計画**について概説

2. 基本方針

- ポリオ根絶に向けた**日本の取り組み内容**について整理
- ポリオウイルスについて**GAPが求める管理内容**と**国内の取扱状況**について整理
- ポリオウイルスの伝播リスクを軽減するため、**GAPに基づく具体的な対応の方向性**を明示

3. 各関係者の役割

- ポリオウイルスの封じ込めのため、国及びJIHS、地方公共団体（都道府県、保健所設置市区、市町村、地方衛生研究所等）、PEF、non-PEF、医療機関が連携して対応できるよう、**各機関の役割を整理**

4. セーフガード（安全対策）

- PEFのバイオリスク管理について、**AFP及び病原体サーベイランスの役割**を記載
- 高い予防接種率の維持**や、都道府県やPEFにおける**環境水サーベイランス等の実施**が重要であり、各機関での必要な対応を整理
- 平時から**PEFと地域住民がリスク情報を共有し、双方向のコミュニケーション**が重要

5. 病原体管理

- 世界及び日本における**封じ込めの状況**の概説
- ポリオウイルス管理対象の範囲について、日本はポリオ排除国のため、**1型・3型についても2型と同様の取扱い**を行う
- PEFにおけるバイオリスク管理体制の確立**、リスク評価・安全管理や施設基準の遵守、健康管理、人材管理等について具体的に記載

6. ポリオウイルスに対する緊急時対応計画の策定

- 各PEFは、国が定める「ポリオウイルスに対する緊急時対応計画」に基づき、「**PEFの緊急計画**」の策定が必要
- PEFの緊急計画には、**医療機関との連携体制の構築**や**緊急時に備えた訓練の実施**についても含めることを明記

7. 事故及びインシデントの調査

- PEFは、**事故、インシデント及びヒヤリハットの根本原因を特定し、再発防止策**を講じる体制を整備

8. 定期的なPEFの内部監査及び厚生労働省による監査

- PEFにおける**定期的な内部監査**の実施
- PEFは**国による監査**を受け、**GAP要件を遵守・維持**
- PEFは、監査に基づく不適合事項について優先順位を付け、**原因の特定、改善措置**を実施

9. 本指針の見直し

- 世界ポリオ根絶戦略等の改訂や、感染症法の改正等が生じた場合、海外の発生状況や新たな知見等に基づき、**適時、必要な見直し**を行うことを明記

1. 基本的事項

1.1 想定される主な事案

緊急時の対応に関する基本的な対応の流れについて、以下の5つに分け整理

①初動対応

②報告及び調査

③リスク評価

④対策の企画と実施

⑤対応の評価と振り返り

上記の基本的な対応の流れから、国内において想定される**主な5事案**を例示し、具体的な役割と対応の流れを整理

1.2 各事案における役割と流れ

事案1：PEFにおけるばく露

PEFにおいて、作業従事者がポリオウイルス含有液を誤って浴び、又は吸い込むなど、ばく露時点・ばく露者が明らかな場合における対応

事案2：PEFにおける無症状病原体保有者発生の疑い

PEFの施設排水（下水）調査で感染性のポリオウイルスが検出され、無症状病原体保有者である作業従事者がPEF内に存在し、便中にウイルスが排出されていることが疑われる場合の対応

事案3：PEFからのポリオウイルス漏出

PEFにおいて誤ってポリオウイルス含有液を実験室内の流しに廃棄した、また配管や排水設備の不具合等により、ポリオウイルスを含む排水が河川・海域に漏出した場合の対応

事案4：環境水サーベイランスによるポリオウイルス検出

感染症流行予測調査事業の環境水サーベイランスにて、環境水からポリオウイルスが検出された場合の対応

事案5：AFPサーベイランス等による患者探知

AFPサーベイランス発生や病原体サーベイランスにより、ポリオ患者（確定例）や無症状病原体保有者が見つかった場合の対応

2. 報告基準

- 緊急時の対応には**事案初期の報告・把握が重要**であるため、各関係者における報告基準を明示
 - PEFによる報告**：ポリオウイルス含有液の作業員へのばく露・感染、漏出、放出、封じ込め破綻、その他公衆衛生上問題となりうる場合等
 - 都道府県又は保健所設置市区による報告**：環境水サーベイランスやAFPサーベイランスなどでポリオウイルスが検出された場合
 - 国による報告**：国際保健規則（IHR）報告事象の場合

3. リスク評価

- リスク評価を実施する際に考慮すべき事項を各事案毎に整理
- 各事案における**リスク評価の実施主体**を明記
 - 事案1～3：PEF
国及びJIHS並びに地方衛生研究所等が連携・支援
 - 事案4：国及びJIHS並びに地方衛生研究所等
 - 事案5：国及びJIHS並びに都道府県または保健所設置市区

4. ばく露者・無症状病原体保有者・患者（確定例）の管理

- ばく露者・無症状病原体保有者・患者（確定例）を定義
- それぞれの移送や個室管理について、リスクに応じた対応及び費用負担等
- 特に、ばく露者・無症状病原体保有者への個室管理対応(終了基準等)と管理を明記

5. 検査

- ポリオウイルスの検査に用いる検体の種類
- 人の検体（便、咽頭ぬぐい液、その他の呼吸器由来検体等）、環境水検体など事案に応じた検査対象の整理
- 検体の採取、包装、運搬方法、運搬先、検査法について整理

6. 疫学調査及び接触者の管理

- 事案発生時の二次感染の拡大を防止するため、接触者等の調査や環境水サーベイランス、AFPサーベイランス等の実施について各事案で整理
- 接触者への対応についてリスク別に整理

7. 洗浄・消毒等

- ポリオウイルスの性質や不活化方法を記載
- ポリオウイルスの性質を考慮し、汚染箇所に応じた洗浄・消毒・滅菌等の実施方法を記載

8. 医療体制

- 関係機関での医療機関の病床・稼働状況等の把握、入院、移送等の調整について記載
- 医療従事者等の感染予防策
- 感染性廃棄物（糞便やPPE等）の処理

9. サーベイランスの強化

- 事案発生時における、環境水サーベイランスの強化、AFPサーベイランス及び病原体サーベイランスの徹底について具体的に記載

10. 広報及び情報提供

- 国と地方公共団体が協力し、迅速かつ一体的に情報を提供を行い、双方向のコミュニケーションを通じて偏見・差別や偽・誤情報の防止が重要であることを記載
- 各事案における公表主体について明記
- ばく露者及び患者に関する個人情報の取り扱いについて明記

11. 対応の事後評価

- 各事案の対応に関する事後評価主体を整理し必要な見直し時期について記載
- 世界ポリオ根絶戦略の改訂や、感染症法の改正が生じた場合、海外の発生状況や新たな知見等に基づき、適時、必要な見直しを行うことを明記

用語集

略称	英名	和名・内容
AFM	Acute flaccid myelitis	急性弛緩性脊髄炎
AFP	Acute flaccid paralysis	急性弛緩性麻痺
bOPV	Bivalent oral poliovirus vaccine	2価経口弱毒生ポリオワクチン
CC	Containment certificate	封じ込め証明書
CP	Certificate of participation	参加証明書
cVDPV	Circulating vaccine-derived poliovirus	伝播型ワクチン由来ポリオウイルス
GAP	WHO Global action Plan for poliovirus containment	WHOポリオウイルス封じ込め世界行動計画
GAP-CCS	GAP Containment certification scheme	封じ込め認証スキーム
GPEI	Global polio eradication initiative	世界ポリオ根絶イニシアティブ
ICC	Interim containment certificate	暫定封じ込め証明書
IM	Infectious material, poliovirus	感染性ポリオウイルスを含む材料
IPV	Inactivated poliovirus vaccine	不活化ポリオワクチン
mOPV2	Monovalent oral poliovirus vaccine type2	2型単価経口弱毒生ポリオワクチン
nOPV2	Novel oral poliovirus vaccine type2	遺伝的に安定した2型新規2型経口弱毒生ポリオワクチン
NAC	National authority of containment	ウイルス封じ込め管理を行う国家機関 ※日本においては、厚生労働省に設置されている。
OPV	Oral poliovirus vaccine	経口生ポリオワクチン
PEF	Poliovirus-essential facility	ワクチン製造・診断・研究等のポリオウイルス対策に不可欠なポリオウイルス所持施設（ポリオウイルス基幹施設）
PIM	Potentially infectious material, poliovirus	ポリオウイルスを含む可能性のある検体等
tOPV	Trivalent oral poliovirus vaccine	3価経口弱毒生ポリオワクチン
VAPP	Vaccine-associated paralytic poliomyelitis	ワクチン関連麻痺性ポリオ 経口弱毒生ポリオワクチン（OPV）の副反応として、接種者あるいは接触者に副反応として非常に稀に麻痺が生じる疾患
VDPV	Vaccine-derived poliovirus	ワクチン由来ポリオウイルス ・経口弱毒生ポリオワクチン（OPV）から派生し突然変異により病原性が回復したポリオウイルス。 ・1型及び3型ポリオウイルスについては、カプシドVP1領域の塩基配列がOPV株と比較して1%以上変異した株がVDPVと定義される。 ・2型VDPVは、他の型と比べて出現頻度が高くポリオ流行に関与するリスクが高いことからVDPV伝播をより早い段階で検出するため、0.6%以上変異した株（6以上の塩基置換）がVDPVと定義される。
WPV	Wild poliovirus	野生株ポリオウイルス